

## 書類申請の押印省略について

令和2年7月17日の閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」および「規則改革実施計画」に基づき、各省庁は申請手続き等の押印の省略について決定あるいは検討を進めています。そこで、内閣府が公表している各府省の押印を求める行政手続きの見直し方針集計版(11月13日)から国土交通省所管を中心に当協会会員の皆様に関係する手続きについてまとめました。詳細については届け出等を行う際に担当窓口を確認していただければと思います。

(なお、10月の内閣府調査時点において、▽は検討を進めている事項、▼は押印省略が決定している事項を示しています。)

▽土砂等の運搬に関する事業を行う者の団体の届出

▽土砂等の運搬に関する事業を行う者の団体の解散又は届出事項の変更の届出

▽建設業の許可

▽建設業の更新の許可

▽経營業務の管理責任者等の変更の届出(一般建設業)

▽経營業務の管理責任者、専任の技術者等の要件欠如及び不許可要件に該当したときの届出(一般建設業)

▽建設業者の廃業等の届出(一般建設業)

▽商品等、営業所の所在地等、資本金額、役員・支配人の氏名等の変更の届出(特定建設業)

▽経營業務の管理責任者等の変更の届出(特定建設業)

▽経營業務の管理責任者、専任の技術者等の要件欠如及び不許可要件に該当したときの届出(特定建設業)

▽建設業者の廃業等の届出(特定建設業)

▽経営事項審査の再審査の申立

▽商品等、営業所の所在地等、資本金額、役員・支配人の氏名等の変更の届出(一般建設業)

▽使用人数等の変更の届出(一般建設業)

▽使用人数等の変更の届出(特定建設業)

▽支配人等の新任の届出

▽経営事項審査の再審査の申立

▼登録基幹技能者講習の登録の申請

▼登録基幹技能者講習の登録の更新の申請

▼登録基幹技能者講習登録簿の登録事項の変更の届出

▼登録基幹技能者講習事務に関する規定を定めたことの届出及び変更の届出

▼登録基幹技能者講習事務の休廃止の届出

▽特殊車両通行許可申請

▼ぼた山崩壊防止工事等に伴う損失補償の請求

▽ぼた山崩壊防止区域における監督処分による損失補償についての収用委員会への裁決の申請

▽工事の施行に伴う損失の補償に関しての収用委員会への裁決申請

▽洪水時等における緊急措置による損失補償についての協議不成立時の収用委員会に対する裁決申請

▽原状回復措置等により損失を受けた者に対する損失の補償に不服がある際の収用委員会への裁決申請

▽裁定に不服がある場合の裁定の変更請求

- ▽河川管理者のダム操作規程の承認の際の関係都道府県知事への意見聴取
- ▽河川予定地における行為の制限に対する損失補償についての協議不成立時の収用委員会に対する裁決申請
- ▽河川予定立体区域における行為の制限に対する損失補償についての協議不成立時の収用委員会に対する裁決申請
- ▽監督処分に伴う損失の補償についての協議不成立時の収用委員会への裁決申請
- ▽立入り等により損失を受けた場合の補償に不服がある場合の収用委員会への裁決申請
- ▽他の工作物の管理者が河川管理者に代わってした処分に不服がある場合の不服申し立て
- ▽急傾斜地崩壊危険区域の指定のための調査に係る土地等の立入等による損失補償についての収用委員会への裁決の申請
- ▽急傾斜地崩壊防止工事に係る土地等の立入等による損失補償についての収用委員会への裁決の申請
- ▼急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失補償の請求又は補償工事の施行の要求
- ▼急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失補償についての収用委員会への裁決の申請
- ▽基礎調査のための土地等の立入り等による損失補償についての収用委員会への裁決の申請
- ▽基礎調査のための土地の立入等による損失補償についての収用委員会への裁決の申請
- ▽土地の占用の許可
- ▽工作物の新築等の許可
- ▽土地の掘削等の許可
- ▼許可工作物の完成検査
- ▽許可工作物の完成前の一部使用の承認
- ▼許可工作物の用途廃止の届出
- ▽許可に基づく地位の承継の届出
- ▽権利の譲渡の承認
- ▼水利使用に係る損失の補償の協議が成立しない場合の裁定の申請
- ▽河川保全区域における行為の許可
- ▽河川保全区域における行為の許可に係る地位の承継の届出
- ▽河川保全立体区域における行為の許可の申請
- ▽河川保全立体区域における行為の許可に係る地位の承継の届出
- ▽経過措置により許可を受けたものとみなされる者の届出
- ▽一級河川における竹木の流送の許可
- ▽特定開発行為の許可の申請書の提出
- ▽特定開発行為の許可の申請事項の変更の許可の申請書の提出
- ▼建設業工事計画届(労働基準監督署長宛)
- ▼土石採取計画届
- ▼労働安全衛生法による事故報告
- ▼労働安全衛生法第88条第3項に基づく建設業に係る計画届